

# 接道緑化補助制度

各務原市では「都市と自然が調和したまちづくり」を進めています。  
接道緑化補助制度を利用して緑を増やしませんか。

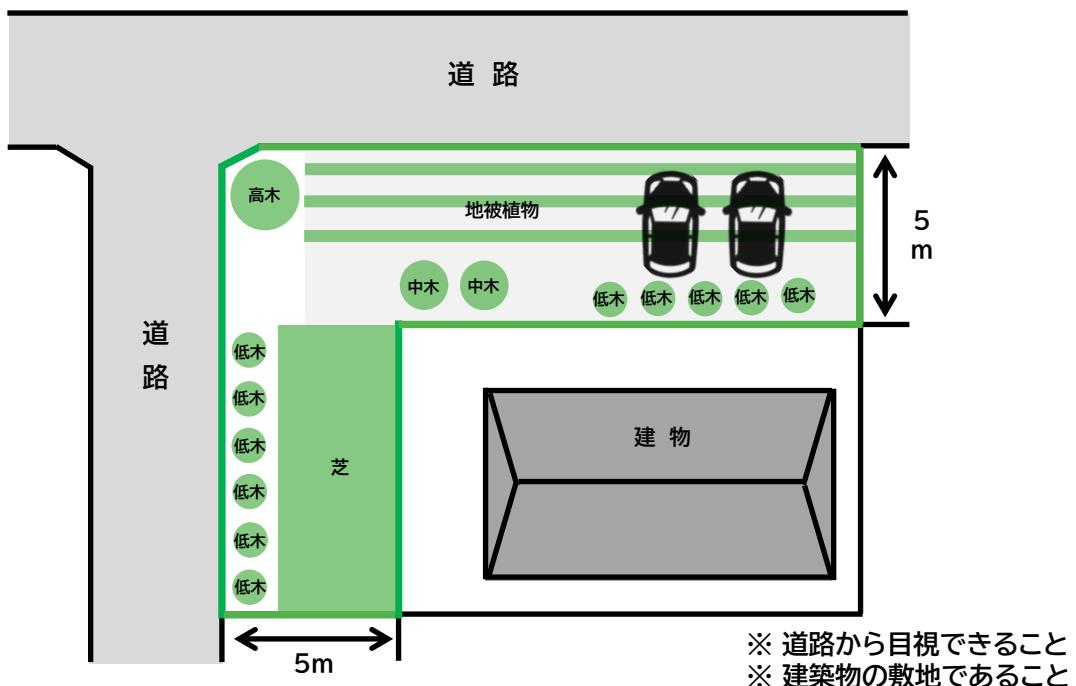
## 緑化支援の対象にならないもの

1. 都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けたもの
2. 各務原市緑の条例第11条に基づく緑化計画協議が整わなかったもの

## 緑化計画協議が必要な場合

- ・更地に新たに建築物を建設する場合で、戸建て住宅の敷地面積が300m<sup>2</sup>以上のとき
- ・更地に新たに建築物を建設する場合で、戸建て住宅以外の建築物の敷地面積が500m<sup>2</sup>以上のとき

道路の境界から5m以内の区域が補助対象となります。



## 申請の流れ



## 補助額

A：緑化に係る所要経費(見積り額)

B：標準事業費(下表で計算)の合計

上記AとBのいづれか少ない方の額の2分の1で上限10万円(下限2万円)

補助対象	内 容	標準事業費
生け垣	・高さが1m以上1.5m未満 ・1m当たり3本以上植栽してください ・延長が3m以上	8,000円/m
高木	・植える時の高さが3m以上	15,000円/本
中木	・植える時の高さが1.5m以上3m未満	3,200円/本
低木	・植える時の高さが1.5m未満	800円/本
地被植物	・1m <sup>2</sup> 当たり10鉢以上植栽してください	2,400円/m <sup>2</sup>
ツル性植物等	・1m当たり5鉢以上植栽してください	1,200円/m
芝		900円/m <sup>2</sup>

【例】高木3本植栽した場合の補助金額(標準事業費で計算)

$$15,000\text{円} \times 3\text{本} \times 1/2 = 22,500\text{円}$$

## 提出書類

- **補助金交付申請書**  
河川公園課窓口または右のQRコードからダウンロードしてください
- **緑化工事前の写真**
- **緑化平面図**
- **位置図**
- **緑化工事の見積書**
- **緑化計画回答書の写し**



接道緑化補助金  
申請書QRコード

事後申請の場合、上記提出書類に加えて工事完了後の写真と領収書が必要です。

※ 事後申請の申請期限は領収書の日付から3か月以内です。

## お問合せ先

各務原市役所 都市建設部 河川公園課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69 5階

TEL：058-383-1533(直通) MAIL：tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp